

長崎県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定に
ついて

平成 21 年 2 月 12 日 告示第 3 号
最終改正 令和 2 年 9 月 25 日 告示第 25 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条第 2 項及び
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 2 項
の規定により、長崎県後期高齢者医療広域連合の公金の収納及び
支払の事務を取り扱わせる金融機関を次のとおり指定する。

なお、長崎県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定につ
いて（平成 18 年長崎県後期高齢者医療広域連合告示第 2 号）は、
平成 21 年 3 月 31 日限り廃止する。

株式会社 十八親和銀行